

会 議 記 録

会 議 名 称	第 3 回 沖 縄 県 国 民 保 護 協 議 会
開 催 日 時	平 成 1 8 年 2 月 9 日 (木) 午 後 2 時 ~ 午 後 3 時
開 催 場 所	県 庁 4 階 講 堂
事 務 局	知 事 公 室 防 災 危 機 管 理 課
出 席 委 員 等	<p>会 長 代 理 : 牧 野 浩 隆 (沖 縄 県 副 知 事)</p> <p>委 員 :</p> <p>新 垣 幸 子 (県 出 納 長)、松 井 正 樹 (副 知 事 の 代 理)、仲 宗 根 用 英 (県 教 育 長)、鈴 木 基 之 (県 警 察 本 部 長 の 代 理)、仲 田 輝 亨 (県 企 業 局 長)、花 城 順 孝 (県 知 事 公 室 長)、森 佳 美 (九 州 管 区 警 察 局 長 の 代 理)、藤 本 一 郎 (沖 縄 総 合 事 務 局 長 の 代 理)、松 浦 淳 一 (大 阪 航 空 局 那 覇 空 港 事 務 所 空 港 長)、石 橋 幹 夫 (第 十 一 管 区 海 上 保 安 本 部 長)、山 本 一 晴 (沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 長)、長 瀬 透 (沖 縄 地 区 税 関 長)、池 田 好 (那 覇 防 衛 施 設 局 長 の 代 理)、藤 崎 護 (陸 上 自 衛 隊 第 一 混 成 団 長)、明 比 章 (海 上 自 衛 隊 佐 世 保 地 方 総 監 の 代 理)、田 中 久 一 朗 (航 空 自 衛 隊 南 西 航 空 混 成 団 司 令 の 代 理)、大 田 和 人 (沖 縄 県 消 防 長 会 会 長)、比 嘉 浩 士 (西 日 本 電 信 電 話 (株) 沖 縄 支 店 長 の 代 理)、大 澤 真 (日 本 銀 行 那 覇 支 店 長)、波 平 俊 彦 (日 本 赤 十 字 社 沖 縄 支 部 事 務 局 長)、川 端 義 明 (N H K 沖 縄 放 送 局 長)、石 嶺 伝 一 郎 (沖 縄 電 力 (株) 副 社 長)、小 林 茂 樹 ((株) 日 本 航 空 イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル 沖 縄 支 店 長 の 代 理)、保 田 三 郎 (全 日 本 空 輸 (株) 沖 縄 支 店 長 の 代 理)、比 嘉 広 喜 (日 本 ト ラ ン ス オ ー シ ョ ン 航 空 (株) 代 表 取 締 役 社 長 の 代 理)、高 良 毅 ((社) 沖 縄 県 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 会 長 の 代 理)、中 山 良 邦 ((社) 沖 縄 県 バ ス 協 会)、平 良 貞 夫 ((社) 沖 縄 県 ト ラ ッ ク 協 会 会 長 の 代 理)、神 村 武 之 ((社) 沖 縄 県 薬 剤 師 会 会 長)、田 畑 静 夫 (沖 縄 県 P T A 連 合 会 会 長)、赤 嶺 勇 (沖 縄 県 農 業 協 同 組 合 理 事 長)</p> <p>委 員 4 2 名 中 出 席 者 3 2 名 (代 理 出 席 1 1 名)、1 0 名 欠 席</p>
議 事	<p>(1) 沖 縄 県 国 民 保 護 計 画 案 について</p> <p>(2) 今 後 の ス ケ ジ ュ ー ル について</p>

議 事 録	
発 言 者 等	発 言 内 容 等
司 会	<p><開会></p> <p>委員の皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、沖縄県国民保護協議会に御出席頂きましてありがとうございます。私、本日、司会を務めさせていただきます県知事公室防災危機管理課副参事の具志堅でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に入ります前にお手元の資料の確認をお願いします。資料1が「沖縄県国民保護計画案の概要」、資料2が「沖縄県国民保護計画案」、資料2-2が「沖縄県国民保護計画案の見え消し」、資料3「パブリックコメントに対する県の考え方」、資料4が「今後のスケジュール」となっております。あと参考資料として、「ジュネーブ諸条約第1追加議定書(抜粋)」をお配りしています。ご確認よろしくお願いいたします。それから、参考1として、「沖縄県国民保護計画案に対する県民意見募集において提出された意見の全文」となっております。よろしいでしょうか。</p> <p>本日は、会長の稲嶺知事が那覇港管理組合の議会に出席しておりますので、沖縄県国民保護協議会条例第3条に基づき、牧野副知事が職務代理者として会議を進めさせていただきます。それから、委員の交代についてご報告します。那覇防衛施設局長の人事委員に伴い西委員から佐藤委員に、それから沖縄県警察本部長の人事異動に伴い三浦委員から大平委員に、それから担当業務の見直しにより、沖縄電力株式会社副社長の仲田委員から同副社長の石嶺委員に交代しております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから会議を始めます。はじめに牧野副知事より挨拶がございます。</p>
会長代理 (牧野副知事)	<p><会長代理挨拶></p> <p>皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、沖縄県国民保護協議会にご出席いただきましてありがとうございます。司会から説明がありましたように、知事は、別用務のため出席できませんので、代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日のこの会議、沖縄県国民保護計画の案につきまして諮問させていただきたいと思います。</p> <p>ご存じのとおり、昨年10月25日に開催しました第1回協議会では、国民保護計画に関する基本的な考え方や構成等につきまして協議させていただきました。また第2回目は昨年の12月22日に開催しましたけれど、そこでは、関係機関等のご意見を踏まえまして作成しました素案について協議させていただきました。その後県におきましては、国等から素案に対して寄せられました修正意見等についての</p>

発 言 者 等	発 言 内 容 等
	<p>考え方をまとめ、去る1月17日に国民保護協議会幹事会を開催し、意見交換を行いました。さらに付け加えますならば、昨年12月の下旬から1月25日までの一月間にわたって県民の皆さまへ幅広くパブリックコメントを実施しまして、県民の皆様から多くのご意見が寄せられております。</p> <p>なお、本日お示しします沖縄県国民保護計画案では、これまでのご意見等を踏まえまして、素案に必要な修正を行いましてまとめたものでございます。つきましては、本協議会におきまして、委員の皆さまのそれぞれの立場から、率直なご意見等をお伺いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それでは、牧野副知事、議事の進行をお願いします。</p>
会長代理	<p><議事></p> <p>それでは、議事を進めますので、皆様方のご協力をお願いします。</p> <p>今日の議題1でございますけれども、沖縄県国民保護計画の案につきまして、知事より当協議会あて計画案の諮問があります。事務局より、この案の作成にあたりまして、一つ目には関係機関等からのご意見を踏まえて素案を修正した箇所のほか、二つ目にはパブリックコメントに対する県の考え方について説明いたします。それでは皆様にご審議していただく前に、事務局よりその内容を説明させていただきます。</p>
事務局	<p>皆様、こんにちは、知事公室防災危機管理課長の武内と申します。</p> <p>私の方から国民保護計画案の説明を進めていきます。説明に入ります前に改めて沖縄県国民保護協議会及び国民保護計画の位置付けについて、説明させていただきます。</p> <p>この協議会は、国民保護法第37条に基づき本県の区域に係る国民の保護に関し、広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置したものです。協議会の所掌事務は、知事の諮問に応じて、国民の保護に関する措置に関する重要事項の審議、その重要事項について知事に意見を述べることであります。国民保護法第34条第1項で「都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」と規定されております。また、国民保護法第37条第3項で、都道府県知事は、第34条第1項又は第8項の規定により、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ都道府県国民保護協議会に諮問しなければならないと規定しております。今回、お手元にお届けしてあります諮問書のとおり、沖縄県知事から沖縄</p>

発 言 者 等	発 言 内 容 等
	<p>県国民保護計画案について、当協議会に諮問させていただいたところでは、</p> <p>平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」いわゆる「武力攻撃事態対処法」等の有事関連3法が制定されております。この武力攻撃事態対処法を受けて、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」は、平成16年6月に有事関連7法の一つとして制定され、同年9月から施行しております。これらの法制は、一つ、武力攻撃を排除するために必要とされる米軍及び自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置に関する法律、二つ目に、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにする法律に分類できます。国民保護法は、国民保護の中核をなす法律です。国民保護法には、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等が定められております。</p> <p>沖縄県国民保護計画案の概要等についてご説明いたします。沖縄県国民保護計画素案につきましては、昨年12月22日に開催しました第2回沖縄県国民保護協議会において、パワーポイント等を使用し説明したところでは、その後、12月22日から1月6日にかけて、計画素案について、各部局、関係機関へ意見照会を行っております。その結果、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関から意見がありました。県の各部室等からも分掌事務等について、修正等の意見がありました。</p> <p>また、沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき、平成17年12月26日から平成18年1月25日までの間、パブリックコメントを求めたところでは、県民からは多くの意見が寄せられており、その概要については、後ほど説明いたします。あわせて、12月上旬から国と事前相談をしたきたところでは、1月11日には、国から77件の修正意見がありました。修正意見は、県素案の該当ページを示し、修正意見等これは、修正案、修正理由等が示されており、必ず修正を求めるものと修正については任意とするものに分類できます。修正意見等を大まかに分けると、一つ、全国的見地から用語の使用、業務内容等の表現の適正化を求めるもの、二つ目に、文章の書きぶりを修正し整理するもの、三つ目に、関係機関との協議が整っていない段階で書き込んであるものは削除し、今後協議が整った段階で計画を見直すもの、四つ目に、国民保護計画の運用に当たっての留意すべき事項としての意見等に分類できます。必ず修正を求めるものの例を説明します。</p> <p>素案、お手元にある資料2-2、これはA-4横長の資料だと思</p>

発 言 者 等	発 言 内 容 等
	<p>います。そちらの1ページをお開き下さい。下から2行目「緊急対処事態における対処」を「緊急対処事態への対処」に修正するものです。これは、都道府県国民保護計画に使用する共通の用語として修正を行うものです。7ページをお開き下さい。指定地方行政機関の事務又は業務の大綱中、第十一管区海上保安本部の項の2番目の「海上における避難住民の誘導・運送」の「運送」を削除するものです。これは、避難住民の運送は、運送力が不足する場合に行うもので一義的に実施するものではないとの理由からです。同様に6番、「海上交通の安全の確保」を削除するものです。これは、2番目の「海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保」に含まれると解されるものです。</p> <p>その他に誤字、脱字、表現の適正化を図るものとして、国の修正意見がありました。文章の書きぶりを修正し、整理するものの例としては、2ページをお開きください。下から6行目「国民保護法施行令で定める軽微な変更を除く」としていたものを「除く」を削除し、「については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しない。」を加えるものです。これは、国民保護施行令で定める軽微な変更であっても県議会への報告や公表を行う必要があることから正確に記述したものです。</p> <p>関係機関との協議が整っていない段階で書き込んであるものは削除し、今後協議が整った段階で計画を見直すとされたものには、本県の場合、民間放送事業者及び米軍基地がありますが、後ほど説明いたします。</p> <p>これら意見については、関係機関に意見確認等を行うとともに、幹事会で検討し、県案では、所要の修正をしてあるところです。本日配布の素案では、修正箇所について見え消しで表示しております。</p> <p>それから、第3編、49頁をお開きください。武力攻撃事態等への対処の第1章初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置についてです。これにつきましては、県の内部での検討、国の修正意見等を踏まえ、大幅に修正をかけておりますので、詳しく説明させていただきます。計画案の49ページをお開き下さい。また、素案の49ページも併せてご覧下さい。素案では修正箇所について見え消ししてありますので、素案を中心に説明いたします。前文の1行目「国からの警報が発令された場合」を「国による事態認定が行われた場合」に修正するものです。これは、警報発令の根本原因である事態認定を基準とした方が合理的であることから修正したものです。2行目の「国民保護対策本部」は、用語定義の中で「県対策本部」と定義していることから修正したものです。また、前文の5行目「迅速な対応を行う」の後に「ために必要な事項について、以下のとおり定める」を挿入しました。これは、その後続く文章につながるよう入念的に挿入</p>

発 言 者 等	発 言 内 容 等
	<p>したものです。1の見出し「緊急時対応連絡会議（仮称）等の設置及び初動措置」を「県危機管理連絡会議の招集等及び初動措置」に修正するものです。これは、県において危機管理指針を作成しその中で危機管理監を議長とする常設の県危機管理連絡会議において行うこととしたことから修正をかけたものです。</p> <p>(1)「緊急時対応連絡会議（仮称）の設置」を「県危機管理連絡会議の招集等」に修正します。理由は前述と同様です。については、情報収集と迅速な体制を確保するため「担当課体制」をとるために挿入したものです。また、素案での を とし、危機管理連絡会議の招集と県知事を本部長とする危機管理対策本部を速やかに設置する旨修正したものです。素案での は とし県危機管理連絡会議、県危機管理対策本部に関する事項を修正してあります。については、(2)の へ移動し、書きぶりを修正しました。</p> <p>50ページをお開き下さい。1行目の は、担当課体制、県危機管理連絡会議又は県危機管理対策本部は、事態認定後においては、退避の指示や県対策本部を設置すべき県として国に要請するなど国民保護法に基づく措置を実施する旨記載しております。9行目以下の2の県対策本部に移行する場合の調整としては、県危機管理連絡会議等の招集後、政府において県対策本部を設置すべき県としての通知があった場合は、体制を移行することとしております。また、多数の人が死傷した災害に対処するため災害対策本部が設置された後、県対策本部を設置すべき県として指定の通知があった場合は、県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止することとしております。危機管理連絡会議等の設置等の流れの図についても所要の修正をしております。</p> <p>これまで説明した事項について改めて、パワーポイントを使用して説明いたします。資料1の12ページから14ページも併せてご覧下さい。県では、武力攻撃の兆候に関する情報を入手したり、国による事態認定が行われた場合には、県対策本部が設置される前の段階でも県独自で初動連絡体制を確立します。そのために危機管理連絡会議の招集等を行い、関係機関と相互に情報収集、連携をとり迅速な初動措置をとることとしております。</p> <p>国民保護法第25条第1項及び第2項に基づき、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県として閣議決定がなされ、総務大臣を経由して通知があった場合は、体制を移行し、同法第27条第1項に基づき「沖縄県国民保護対策本部」を設置し、全庁をあげて国民保護措置を実施することになります。もう少し詳しく説明をしていきます。</p> <p>まず武力攻撃等の兆候があった場合、これは、多数の死傷者発生、建築物の破壊など原因が明らかでないが初動的な対処が必要な事案</p>

発言者等	発言内容等
	<p>の発生があったとします。それが国による事態認定までの間に若干の時間の差がございます。それから、国による事態の認定の後、県国民保護対策本部を設置すべき県としての通知があるまでにも若干の時間があります。それで、その間の時間の差をどうするかというのが今回修正した部分です。事案の発生から対策本部設置までの時間差が生じる場合、応急活動に空白が生じることがないように県独自の初動体制の迅速な確立が必要だということで書き込んできたところです。今度は時間の流れについて説明していきます。まず体制です。武力攻撃の兆候を覚知した場合、県はまず担当課体制をとります。担当課体制をとって、事態が急迫してくれば県危機管理連絡会議を招集します。またあわせて必要があれば県危機管理対策本部を設置します。その間の対処の内容としては情報収集・分析、関係機関への情報の提供、被害の最小化の措置をとります。さらに、国民保護法に基づく措置として退避の指示、国への対策本部設置指定の要請等を行います。本部設置の指定がありますと、県国民保護対策本部体制に移行します。その体制の中で国民保護措置を実施します。中身としては、避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等となっております。以上でパワーポイントを使った説明は終わります。</p> <p>次に、関係機関との協議が整っていない段階で書き込んであるものは削除し、今後、協議が整った段階で計画を見直すとしたものには、民間放送事業者及び米軍基地がありますので説明いたします。</p> <p>まず、放送事業者の指定地方公共機関の指定及び計画案での取扱いについて説明いたします。県は、武力攻撃事態等における警報、避難の指示及び緊急通報は、国民の生命、身体及び財産を保護するための一刻を争う重要な情報であることから、放送の速報性に鑑み、県内の放送事業者に指定地方公共機関の指定について、承諾を依頼しているところですが、本日現在、受諾には至っておりません。</p> <p>民間放送事業者5社からは、平成18年1月31日に代表取締役の連名で「指定地方公共機関の指定要請に関する意見書」が県知事あてに提出されました。意見書の内容は、放送に対する基本姿勢、有事の放送義務、平時の責務、沖縄県国民保護協議会への参加についての4項目でありました。県は、平成18年2月2日に知事名で5社に対し、「放送事業者の放送に対する基本姿勢を尊重する。指定地方公共機関に指定されると警報、避難の指示及び緊急通報に関する義務が生じますが、放送の方法については、伝達すべき内容の正確さを損なわない限度において、放送事業者の自主的な判断に委ねる。指定地方公共機関が作成する業務計画に対し、知事が助言することができますが、助言を受け入れるかどうかは、放送事業者の自主的な判断に任せられている。国民保護協議会の委員の就任についても就任は任意である」旨回答しております。放送事業者においては、</p>

発言者等	発言内容等
	<p>県の回答を踏まえ、真摯に検討していると聞いており、承諾が期待できることから、今回の計画案では、該当する箇所を削除することなく諮問しているところです。該当箇所は、計画案の3ページをお開きください。下から6行目「放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関」の「指定地方公共機関」の部分です。それから、64ページの図の中ですが、指定地方公共機関の欄の放送事業者があります。その下の放送の矢印の部分になります。65ページの6行目及び8行目の「放送事業者である指定地方公共機関」の部分、それから、67ページ11行目(4)の全てです。同じく68ページの図中の指定地方公共機関の欄の放送事業者、その下の放送の矢印の部分。71ページの3行目(2)の全文が対象となります。これら該当箇所には、アンダーラインで表示するとともに脚注で放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在調整中である旨で書き込んであります。</p> <p>米軍に関する事項について説明いたします。米軍に関する事項としては、24ページの1の(4)在沖米軍との意思疎通、27ページの7在沖米軍との連携、67ページの(4)、そのほか、72ページの3の(1)米軍基地周辺の住民の避難、80ページの在沖米軍との連携等があり、素案では具体的に記載しておりました。</p> <p>県としては、現段階では米軍との連携に関する具体的な協議が整っていないことから、計画には具体的な事項等は記載せず、引き続き米軍調整を行っていくこととし、修正をしております。米軍に対しては、調整すべき事項を伝え検討してもらっているところで、意見がまとまり次第協議することとしております。このような見解に立ち、修正を加えました。計画案及び素案の24ページも併せてご覧下さい。以下素案を中心に説明いたします。1の基本的考え方の(4)在沖米軍との意思疎通についてですが、本文の「国民の保護のための措置」については、用語を統一するため国民保護措置に修正しています。その下の破線の枠で囲まれた部分の末尾の方ですが、「今後情報提供を行うこととしている。」を「今後情報提供を受けることになっている。」に修正しています。これは、情報提供を行うのは国であり、県は情報を受ける立場にあることから、国の意見をふまえ修正しています。</p> <p>米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方については、関係省庁においてその対応について協議しており一定の整理がついた段階において、今後、情報提供を受けることとなっていることからその旨を脚注に記載することとしております。以下同様であります。次に27ページをお開きください。7の在沖米軍との連携についてですが、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアルの見直しを行うなど、」の部分削除しています。同様に67ページ4のその他の米軍基地に関</p>

発 言 者 等	発 言 内 容 等
	<p>連する記載については、本文の修正はありません。72ページをお開きください。3の避難の指示における地域特性への配慮の(1)米軍基地周辺の住民の避難等についてですが、「基地内の通行や基地内への避難も含め、」の部分を削除しています。80ページをお開きください。(7)在沖米軍との連携についてですが、「海軍病院に応援を要請するなど、」の部分を削除しています。</p> <p>以上で計画案の説明は終了しますが、引き続きまして資料3と参考資料1のパブリックコメントをご覧ください、パブリックコメントに対する県の考え方について説明いたします。県では、県国民保護計画案の作成に際し、沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき国民保護計画素案でパブリックコメントを求めたところです。参考資料1は、県に寄せられたパブリックコメントを個人が特定できないように黒で塗りつぶした生の意見です。寄せられたコメントには、似たような意見があることから、事務局で40項目に整理し、それに対する県の考え方を示したものが資料3です。パブリックコメントの実施概要について説明します。まず実施期間といたしまして、平成17年12月26日月曜日から18年1月25日水曜日までの一ヶ月間です。公表方法及び場所としてはインターネットで県のホームページで公表しております。また閲覧としては、防災危機管理課、行政情報センター、行政情報センター北部閲覧室、宮古支庁・八重山支庁行政情報コーナーで行っております。意見提出方法といたしましては、電子メール、郵送、ファックスでお願いしたところです。意見の提出状況といたしましては、コメントの提出総数が36件、コメント提出者・団体としては、個人が19人、団体が1件です。他に1件については新聞を切り抜いてそれを意見として郵送したため計上してございません。提出方法別に見ますと、電子メールでの意見が24件、郵送が3件、ファックスが9件になります。県内、県外の別を見ますと、県内からの提出コメントが35件、県外からのコメントが1件です。意見・要望等の総件数としては76件となっております。内容の重複も含んでおります。</p> <p>これから、パブリックコメントの主なものについて説明いたします。整理番号及び県国民保護計画案の該当ページについても紹介しますので併せてご覧ください。まず、番号の2番、計画案で言えば3ページになります。「第1編第2章の(5)で「国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。」とあるが、住民が協力するか否かは本来全く任意であり、決して制約を加えてはならない内心の自由に関わる問題である。したがって、協力をするよう努めることを計画に謳うのは住民への不当な要求であり不適切である。」という意見でした。県の考え方といたしましては、「自然によるものか武力攻撃によるものかに関わらず、災害発生時にお</p>

いては、高齢者の有無など、地域の実情を知っている住民の協力は、被害の最小化を図るために大変重要です。住民が協力するか否かは任意ですが、県としては、住民の協力が得られることを期待しています。なお、記載している内容は、国民保護法第4条にも規定されているものです。」

番号の3番、同じくページは3ページです。「第1編第2章(1) 基本的人権の尊重について、国民保護法が定める強制措置について、拒否できる「正当な理由」として、住民の思想・信条に基づく拒否を一律に排除してはならない。」という意見です。答えといたしまして、「第1編第2章(1)において、県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うこととしています。」

番号の4番、ページで言えば3ページです。「第1編第2章(3) 国民に対する情報提供について、武力攻撃事態や有事にあっても、報道の自由や国民の知る権利が制限されないよう具体的な規定を計画に明記すること。」答えは「県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、かつ適切な方法で提供します。また、同章の(6)で、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮することとしております。」

続きましてページをめくっていただきまして8番。計画案のページで言えば11ページになります。「第4章県の地理的、社会的特徴について、空港、港湾、道路の機能・容量について具体的な数値が明記されていない。これらインフラの実況は、避難計画等が立案・実行可能であるのかを検討する上で必須の基礎データであるから、具体的かつ十分に、資料を収集整理して明記される必要がある。」この意見に対しては、「御指摘の事項については、資料編の中で整理します。」、今現在、資料収集等を行っているところです。

同じく番号9番。11ページと36ページにも関係してきます。「第1編第4章の4で「都市部における避難についてはバス、徒歩といった手段による避難が原則」とある。一般的に県民は外出に自家用車を用いる傾向が強いことから、避難時の利用は制限される必要があるのは理解できるが、その実効性を上げるためには、事前に住民に対して県や市町村がどういった避難計画を立てていて、具体的にどう実施するのかを「あらかじめ」居住住民及び勤務者に示しておく必要がある。」、答えと致しましては、「避難については、都市部や過疎地域、離島など市町村の状況によってその避難方法は異なってきます。このため、市町村ではあらかじめいくつかの避難実施要領のパターンを作成することになっています。避難実施要領を作成

発言者等	発言内容等
	<p>するのは市町村であり、その記載内容について、県の計画で具体的に記述することは困難ですが、第2編第2章の1の(1)にあるとおり、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、必要な助言を行いたいと考えています。」</p> <p>番号の11番。ページでいえば14ページです。「米軍施設について、陸上の施設は簡略に記されているが、訓練空海域など海域の占有の問題は全く記載が欠落しており、考慮に入れられていない。また、米軍施設は、攻撃対象ともなりえ、放射性物質や有毒化学物質なども多量に取り扱っていることから、県民の保護計画に重大な影響を及ぼすものであり、各施設ごとの運用実態についても記述され、それに基づいて保護計画への影響の検討が加えられる必要がある。」という点です。これにつきましては、「データとして整理する必要があります事項については、資料編で整理します。」ということとしております。番号の18番、計画で言えば24ページになります。「米軍基地が都市部に集中することは県民保護計画に関わる沖縄県の特殊性の最大の特徴である。その米軍基地について、資料も連携態勢も明確でないままに県民保護計画を策定することはそもそも不可能である。したがって、米軍基地・部隊との連携関係が完全に明らかにされるまでは、本県では県民保護計画を策定すべきでない。」という意見です。これに対しまして、「県は、県民の生命、身体及び財産を守るという使命があり、その使命を果たすため、県の国民保護計画を作成する必要があります。米軍との連携体制等については、米軍基地周辺の避難等の国民保護措置に必要な事項について、在沖米軍の担当窓口をとおして意思疎通を図ることとしています。」</p> <p>次にページをめくっていただいて、番号の21番。34ページに関係するところです。「第2編第5の1研修について、県は職員その他に研修を行うことが記されている。職員には内心の自由があり、国防・軍事を前提的に肯定する研修を行うことは、職員の権利を侵害する可能性がある。いわんや自主組織等の市民に対して、それを促進することは重大な問題を生じる可能性がある。県は職員その他に、特定の研修を強要したり、拒否した者への不利益取り扱いなど、強く誘導することがあってはならない。そのことが明瞭になるように案文を書き改めるべきである。」という意見です。「災害から県民を守ることは、県の責務です。武力攻撃災害は自然災害とは異なる特徴があり、国民保護措置の実施に必要な知識を習得させるため、県職員の研修を行う必要があると考えています。また、消防団員や自主防災組織のリーダーの研修についても、同様に行う必要があると考えています。」</p> <p>番号の27番、計画案の59ページに相当するところです。「第3編第3章の3の(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等について、自衛隊の</p>

発言者等	発言内容等
	<p>派遣要請については「緊急対処事態」に限定するべきであり、武力攻撃事態において要請するのは適当でないと考えます。武力攻撃事態では、自衛隊が軍事行動を行うわけで、あくまでも自衛隊は「主たる任務である我が国に対する侵略を排除する」ことに専念すべきである。国民保護は「武力攻撃事態の排除」があつてこそ成り立つものであることも考えて、自衛隊との連携を考えるべきである。」これに対しては、「武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に実施するために自衛隊の協力が必要であれば、国民保護法第15条に基づき国民保護等派遣を要請したいと考えています。国民保護計画において、緊急対処事態に限定する必要はないと考えています。」</p> <p>31番、66ページから67ページに関するところです。「67頁の緊急通報の一例ですが、今の時代に電子メールアドレスがないのは時代錯誤です。電話というのは、いざというときなかなか適切に内容を伝達することが難しい面がありますし、聾啞者が通報する場合もあります。」この『聾啞者』については、提出した意見者の言葉をそのまま使用しております。この意見に対しては、「御指摘を踏まえ修正します。」これは、計画案の中に、県のメールアドレスを入れてございます。</p> <p>意見の33番。72ページの関連です。「第3編第4章第2の3避難指示における地域特性への配慮について、基地周辺の住民や基地従業員の避難について、「基地内の通行や基地内への避難も含め」というが、真っ先に攻撃されるのは基地です。地上戦を体験した沖縄県が具体的に提示した回避策が基地への避難ということは、武力攻撃から住民を守る手立ては存在しないことを天下に示すことにほかなりません。武力攻撃から住民を保護する唯一の途は基地をなくすことです。唯一悲惨な地上戦の犠牲を蒙り、戦後は米軍基地の被害に悩まされ続けてきた沖縄県こそが先頭になって、東アジア地域の中心に位置するという地政学的利点を生かして善隣友好に努め、国民保護法も国民保護計画も必要としない状況を作ることに最も精力を注ぐべきです。」これについては、「武力攻撃事態等において、地域の実情によっては住民を守るため基地への立入が必要と想定されることから、県の素案ではその旨記載したところです。なお、基地内の立入については米軍との協議・調整を行う必要があることから、県の案では「基地内の通行や基地内への避難も含め」という表現は削除しています。米軍基地の整理縮小については、県政の重要課題として引き続き取り組んでいるところであります。」</p> <p>最後になります。37番。ページで言えば114ページの関係です。「離島から船で避難するというが、それだけの船が確保できるのか。船が攻撃されたりのとられて乗客が人質になったらどうするのか有事（戦時）の船での移動はかえって危険ではないのか。」という意</p>

発言者等	発言内容等
会長代理	<p>見です。「沖縄県における避難については、国の定めた国民の保護に関する基本指針において、運送手段の確保など、国が特段の配慮をすることを明記しています。また、避難住民の運送は、指定公共機関や指定地方公共機関にお願いすることになりますが、その場合でも安全の確保に配慮しなければならないことになっており、安全でない場合には運送を要請することはできません。」</p> <p>他の意見については、割愛をさせていただきます。以上をまとめますと、コメントの計画案への反映状況なんですけど、精査した結果計画に反映したものが1件、その他資料編の中で意見を取り入れて整理するものが2件ありました。このパブリックコメントについては、近日中に県のホームページで公表したいと考えております。以上で説明を終了させていただきます。</p> <p>今、事務局から説明がございましたが、これは、昨年12月の第2回の協議会におきまして皆さんにご了解いただきました素案に対しまして、これを国や関係機関に提示して、そこからの修正案を受け入れましたのと、広く県民からパブリックコメントをいただきまして、それを勘案しながら、修正を必要とした内容をご説明させていただきました。以上、出来上がった内容がこの計画案でございます。その結果について、ご意見なりご指示をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>いかがでございますか。何かご意見ございませんか。</p> <p>いかがでございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>もし、ご意見なければ今の案とおりが了承いただきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>(「はい」との声あり)</p>
会長代理	<p>ありがとうございます。この通り進めさせていただきます。</p> <p>次に進めまして、第2の議題であります今後のスケジュールにつきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールについてご説明いたします。資料4をご覧ください。本日2月9日に第3回目の沖縄県国民保護協議会を開催したところです。その中で計画案の諮問させていただいたところです。次回の協議会は3月上旬を予定してございます。そのときには、計画案の諮問に対する承認と答申の方法等についての審議をお願いしたいと考えております。それを受けまして、県は答申を受け、3月中旬に、内閣総理大臣へ正式協議ということを予定しております。そのあと、3月下旬に閣議において了承し、県の国民保護計画を決</p>

発 言 者 等	発 言 内 容 等
<p>会長代理</p> <p>司 会</p>	<p>定するということになっていきます。以上で、スケジュールについての説明を終わります。</p> <p>以上の今後のスケジュールにつきまして、何かご質問がありましたらお受けしたいと思います。何かございますか。</p> <p>ちなみに今、事務局の方から今後のスケジュールについて説明がありましたように、最終的には3月下旬の閣議の了承をいただいて、計画が出来上がるということになります。ちなみに今、全国で23都道府県が完成しているということでございます。なお、事務局の説明にもありましたが、沖縄の場合、基地関連の調整事項が若干ありましたのと、放送関係の指定地方公共機関に関する調整事項がありまして、それを踏まえまして今後のスケジュールを進めていきたいと思っております。</p> <p>スケジュールはこのような形でよろしゅうございますか。では、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、本日は、沖縄県国民保護計画案と今後のスケジュールの2つの議題でございました。皆さまのご理解を得て無事終了させていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。事務局から何か連絡等ございますか。</p> <p>委員の皆様、お疲れ様でした。次回の会議は3月7日を予定しております。それでは、これで、沖縄県国民保護協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>